



# 日耳鼻医会 FAX ニュース NO 170

平成22年11月12日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医会 E-mail jimu@jenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

## 22年度診療報酬改定影響調査中間報告

10月22日にFAXで会員にお願いした診療報酬改定影響調査は11月5日現在、184医療機関(無床診療所155、有床診療所16、耳科病院4、耳科併設病院9)から回答が寄せられた。

以下は問2～問11の現時点での回答の割合

- \* 1件当たり平均点数 増加15.7%、減少55.2%、不変29.1%
- \* 受診患者数 増加24.3%、減少58.0%、不変17.7%
- \* 8・9月の受診患者数 増加12.3%、減少53.1%、激減14.5%
- \* 平均日数 増加5.2%、不変54.1%、減少40.7%
- \* 標準純音聴検回数 増加16.1%、不変55.2%、減少28.7%
- \* 簡易聴力検査回数 増加17.7%、不変59.4%、減少22.9%
- \* 内視鏡検査回数 増加18.8%、不変56.8%、減少24.4%
- \* 域医療貢献加算 算定せず85.2%、算定14.8%
- \* 今後の算定について 算定しない77.8%、今後も算定12.7%
- \* 嚙下内視鏡検査 算定せず83.8%、算定16.2%
- \* 今回の改定で耳鼻科への影響

良くなった1.1%、悪化した75.8%、不変12.3%、不明11.7%  
ご協力有り難うございます。未回答の先生は是非11月15日までにご回答頂きますようお願い致します。詳細は11月28日医会長協議会で報告。問い合わせは日耳鼻医会事務所まで。

## 原中会長「次回は診療所上げ」

日医の原中勝征会長は10月2日の九州首市医師会連絡協議会のシンポジウムで、2012年度の診療報酬・介護報酬同時改定に向けて、会内でプロジェクトチームを立ち上げ議論を始めたことを明らかにした。急性期医療に重点配分された10年度の改定を踏まえ、12年度改定では「今度こそ診療所の配分を引き上げるように努力したい」と述べた。

プロジェクトチームは来年春までに一定の見解をまとめ、厚労省、財務省をはじめ政府に提言して行く考え。

10年度改定で再診料の病院と診療所の統一が決まった際に、会長自身が具体的な点数について政府関係者らと折衝したことを明かした上で、「地域医療貢献加算」の創設に至ったことに言及。「総額ではプラス改定になったものの、診療所の方が薄くなってしまった」と述べた。(J.M.10月8日)

## 「法改正で医師会全員加入に」

第123回臨時日医代議員会で原中会長10月24日、日医会館で開かれた第123回臨時代議員会の冒頭の挨拶で原中勝征会長は「医師全員が地域の医師会に入会するよう法律改正をお願いしないとイケない」と述べた。

開業医と勤務医が一体になった日医を目指す構想を提示した原中会長は「医師免許、特に保険医の免許を取る時に、地域の医師会に全員入っていただくような法律改正もお願いしなければならない」と私案を示した。

「勤務医と診療所の先生が同じ医師でありながら、まったく違う人種のように、まったく違う仕事をしているような印象をマスコミがつくってしまった」と指摘。医師はどこで働いていても生命倫理に基づいて行動しているとし「勤務医であろうと診療所の医師であろうと心を1つにして難関と戦っていかなくてはならない」と医師の団結を求めた。

今後は全国知事会や四病院団体協議会などの関係団体との協議が必要とし「大変な事業でどうなるか分からない。話し合いが必要」と述べた。

## 高額療養費、高所得層の限度額引き上げ試算

厚労省は10月27日、1ヶ月の医療費の自己負担が限度額を超えた時に払い戻しを受けられる「高額療養費制度」につ

いて、高所得層の限度額を引き上げる場合の試算を社会保障審議会医療保険部会に示した。

70歳未満で年収約800万円 - 1000万円の世帯では現行の月約15万円を18万円に、更に多い世帯は月約25万円に、それぞれ限度額を引き上げると想定、必要な保険料と税財源を合わせて年360億円減らせるとしている。一方、低所得層の負担を軽減する方針。70歳未満で年収約300万円以下(住民税が非課税の世帯を除く)の限度額を現行の月約80100円から約44400円に引き下げる案を既に公表している。ただ、2600億円もの財源が必要で、仮に高所得層の負担を増やしても差し引き約2200億円が不足し、保険料アップにもつながりかねず、このまま実現するかどうかは不透明。

(読売新聞 10月27日)

## 日医と知事会、双方譲れぬ「事業税」

社会保険診療報酬で医療機関が得た所得に都道府県が課税する事業税(地方税)について、日医は非課税の特例措置の存続を、対する全国知事会は非課税の廃止を求めている。非課税分は約1000億円に上り都道府県には魅力的な財源だが、日医は課税されると地域医療が崩壊するとの危機感を持つ。双方の意向を踏まえて厚労省と総務省が折衝するが、着地点は現時点では見えていない。

医療機関の所得にも、国が課税する「法人税(個人は所得税の事業所得)」と、都道府県が課税する「事業税」がある。このうち社会保険診療報酬に関する事業税は1952年から非課税の特例措置が続いている。

日医の試算(08年)では、非課税が無くなると、個人の診療所で平均約118.3万円、法人の一般病院で平均約288.9万円の増税になるといふ。日医の今村常任理事は「この問題の解決には大幅なプラス改定が必要」と強調。財務省主計局は「地方の税収増のために診療報酬の引き上げを行うというのは議論が必要、プラス改定は保険料の引き上げにも繋がるので国民の理解が必要」としている。(J.M.10月29日)

## 「継続は力 フォーラムに集い更なる団結と飛躍を」

第36回臨床家フォーラムは群馬県耳鼻咽喉科医会(会長 森 喜一先生)が担当して来年8月27日(土)・28日(日)の二日間、高崎市のホテルメトロポリタン高崎で開催される。



**gsk** GlaxoSmithKline 生きる喜びを、もっと  
Do more, feel better, live longer

定量噴霧式アレルギー性鼻炎治療剤

処方せん医薬品(注意-医師等の処方せんにより使用すること) 薬価基準収載

**アラミスト<sup>®</sup>** 点鼻液27.5 $\mu$ g  
56噴霧用

**Allermist<sup>®</sup>** 27.5 $\mu$ g 56metered  
Nasal Spray フルチカゾンフランカルボン酸  
エステル点鼻液

※「効能・効果」、「用法・用量」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「禁忌を含む使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元(輸入)  
**グラクソ・スミスクライン株式会社** グラクソ・スミスクラインの製品に関するお問い合わせ・資料請求先  
TEL: 0120-561-007(9:00~18:00/土日祝日および当社休業日を除く)  
〒151-8566 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-6-15 GSKビル FAX: 0120-561-047(24時間受付) 2010.5